

就労選択支援事業所ビハーラ十条 運営規程（就労選択支援）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人十条龍谷会（以下「事業者」という。）が設置する就労選択支援事業所ビハーラ十条（以下「事業所」という。）において実施する指定就労選択支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、利用者に対し、適正な指定就労選択支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第1条 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の意思決定の支援に配慮するとともに、短時間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」（以下「規則」という。）第6条の7の3に定める事項の整理（以下「アセスメント」という。）を行うものとする。
- 2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、事業所は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 事業所は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。
- 4 事業所は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。
- 5 事業所の職員は、指定就労選択支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 6 事業者は、その提供する指定就労選択支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 7 前六項のほか、事業者は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「法」という。）及び「京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第2条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 就労選択支援事業所ビハーラ十条
- (2) 所在地 京都市南区吉祥院南落合町 40-4

(職員の職種、員数及び職務内容)

第3条 本事業所の職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。また、職員に法令を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 就労選択支援員 1名以上(常勤職員1名以上)

就労選択支援員は、次の業務を行う。

ア アセスメントを実施すること。

イ アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関によるケース会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等から意見聴取を実施すること。

ウ アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施すること。

エ 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施すること。

(営業日及び営業時間)

第3条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日とする。(事業所カレンダーによる)
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から日曜日までとする。(事業所カレンダーによる)
- (4) サービス提供時間 午前9時から午後6時までとする。

(利用定員)

第4条 本事業所の利用定員は10名とする。

(主たる対象者)

第5条 事業の主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者(肢体不自由、視覚障害、聴覚・言語障害、内部障害)
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者
- (4) 難病等対象者

(指定就労選択支援の内容)

第5条 本事業所で行う指定就労選択支援の内容は次のとおりとする。

- (1) アセスメントの実施
- (2) 多機関によるケース会議の開催
- (3) 関係機関等との連絡調整
- (4) 地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等の情報収集
- (5) 利用者への進路選択に資する情報提供
- (6) その他の必要な支援

(利用者から受領する費用の額)

第6条 事業者は、指定就労選択支援を提供した際は、利用者から指定就労選択支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、法定代理受領を行わない指定就労選択支援を提供した際は、利用者から指定就労選択支援に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けるものとする。

3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定就労選択支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用 1食 300円(食材料費のみ)
- (2) その他、日常生活において通常必要となるものに係る経費であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 事業者は、前2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付するものとする。

5 事業者は、第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、京都市南区とする

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意することとする。

- (1) 設備・器具は本来の目的に従って使用する。これに反する使用により破損等が生じた場合は賠償を求めることがある。
- (2) 事業所内での飲酒は禁止とする。
喫煙は決められた場所で、休憩時間のみとする。

- (3) 貴重品については、自己の責任の範囲での管理とし、自己管理の出来ない利用者については貴重品を施設に持ち込まないこととする。
- (4) 他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動は禁止とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第9条 職員は、現に就労選択支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 指定就労選択支援の提供により事故が発生したときは、速やかに都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定就労選択支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第10条 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

- 2 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する担当者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会(虐待防止委員会)の定期的な開催及び委員会での検討結果について職員への周知徹底

(衛生管理等)

第12条 事業者は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

- 2 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。
- 3 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）の定期的な開催及びその結果について職員への周知
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

（業務継続計画の策定等）

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的な実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（ハラスメント対策の強化）

第14条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化及び相談に応じ適切に対応するための必要な体制の整備等の必要な措置を講じ、従業者に周知するものとする。

（苦情解決）

第15条 事業者は、その提供した指定就労選択支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、その提供した指定就労選択支援に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにかんする限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第16条 事業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 事業者は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、利用者を雇用する事業所の事業主、障害福祉サービス事業者や医療機関等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 17 条 事業者は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（１）採用時研修 採用後 1 カ月以内

（２）継続研修 年 6 回

- 2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する指定就労選択支援の提供等に関する諸記録を整備し、当該指定就労選択支援を提供した日から 5 年間保存するものとする。
- 4 事業者は、利用者の支援終了後の適切な引継ぎのための体制の構築に関し、情報の共有に係る責任者の選任や指針を策定するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。